



兵庫県

一般競争入札(県有地売却)
実施のお知らせ(公営住宅管理課分)
(令和8年度 第1回)

【申込受付期間】

令和8年10月2日(金)～令和8年11月4日(水)

(午前9時～午後5時)

- この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
- 入札に参加を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただくとともに、現地及び物件の利用等に係る諸規制について調査確認を行った上で、ご参加ください。

兵庫県まちづくり部公営住宅管理課
管理班 財産担当

(TEL: 078-230-8461)

目 次

	頁
◎ 令和8年度 第1回一般競争入札（県有地売却）物件一覧 . . .	1
◎ 入札参加申込から物件引き渡しまでの流れ	2
1 入札参加申込方法等	3
2 入札保証金の納付	5
3 入札の実施方法	6
4 契約の締結	8
5 売買代金の支払い	9
6 所有権の移転、物件の引渡し等	9
7 用途の制限	9
8 その他	10
◎ 県有財産売買契約書（案）	11
◎ 一般競争入札参加申込書兼受付書	15
◎ 誓約書	16
◎ 役員一覧表	17
◎ 代表者選任届	18
◎ 入札書	19
◎ 委任状	20
◎ 物件調書・案内図・明細図・現況図	21



令和8年度 第1回一般競争入札(県有地売却)物件一覧

物件 番号	所 在 地	地 目 面積(㎡)	最低売却価格(円)	入札日時、場所	頁
1	洲本市五色町都志 万歳字白畑47-2	宅地	非公表	令和8年 11月6日(金) 入札場所(※1)	22
		773.11㎡			
2	洲本市五色町都志 万歳字白畑84-2,86-3	宅地			26
		2163.40㎡			
3	朝来市山東町末歳字 下田590-3,仲田601-3	宅地			30
		241.59㎡			
4	朝来市山東町末歳字 仲田629-1	宅地			34
		667.60㎡			

※1 入札場所
神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県公社館 2階 総務第2会議室

入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ

1 申込受付期間 **令和8年10月2日(金)から令和8年11月4日(水)まで**

- ・ 兵庫県まちづくり部公営住宅管理課に、申込書等を直接持参または郵送してください。
- ・ 郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限りです。

2 入札及び開札 **令和8年11月6日(金)**

場所：神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県公社館2階 総務第2会議室

3 契約の締結 **令和8年12月11日(金)まで**

4 売買代金の支払期限 **令和9年1月15日(金)まで**

5 物件の登記・引渡し 売買代金の納入を確認した後、土地の登記手続に必要な書類の交付及び土地の引渡し

問い合わせ先	兵庫県 まちづくり部 公営住宅管理課 管理班 財産担当 078-230-8461
--------	--

1 入札参加申込方法等

(1) 申込用紙の配布期間

令和8年10月2日(金)から令和8年11月4日(水)まで。
配布時間は午前9時から午後5時までです。
なお、土曜日、日曜日、祝日は配布しておりません。

(2) 申込用紙の配布場所

兵庫県 まちづくり部 公営住宅管理課 管理班 財産管理担当
(神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県公社館3階)
インターネットからもダウンロード出来ます。
(HP 完成後に作成します)

(3) 申込資格

申込みは、個人、法人を問わず、どなたでもできます。
ただし、次に該当する方は申込みできません。

[申込みのできない方]

- ① 成年被後見人
- ② 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- ⑤ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者

を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ⑧ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑨ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ⑩ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(4) 申込方法

① 申込受付期間

令和8年10月2日(金)から令和8年11月4日(水)まで
受付時間は午前9時から午後5時までです。
なお、土曜日、日曜日、祝日の受付は行いません。
上記期間内に県に到着したものを有効とします。
郵送の場合は、一般書留または簡易書留により送付して下さい。

② 申込先（問い合わせ先）

〒650-0011
神戸市中央区下山手通4丁目18番2号（兵庫県公社館3階）
兵庫県 まちづくり部 公営住宅管理課 管理班 財産管理担当
TEL 078-230-8461

③ 提出書類（書類は適宜コピーしてください）

- ア 一般競争入札参加申込書兼受付書（15ページのものをご使用ください。）
（実印で押印）
- イ 誓約書（16ページのものをご使用ください。）（実印で押印）
- ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
※ 証明書類は入札日の3か月以内に発行されたものを用意してください。
- エ 役員一覧表（法人の場合のみ。17ページのものをご使用ください。）
- オ 代表者選任届（共有での取得を希望される場合のみ。18ページのものをご使用ください。）

④ 申込みに当たっての留意事項

- ア 申込書、誓約書の記載に不備があるもの、または記載が不明瞭なものは受付できませんので、ご注意ください。
- イ 申し込みの取り下げは、受付期間内に限って行うことができます。
- ウ 申込みがないと、入札に参加できません。
- エ 一般競争入札参加申込書兼受付書、添付書類（誓約書、印鑑登録証明書及び役員一覧表）は原本1部ずつ提出ください。
- オ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、「一般競争入札参加申込書兼受付書」に記載された名義でしか行えませんので、共有での取得を希望される場合は、共有者全員の連名で申し込んでください（共有者全員の添付書類を添えてください）。
- カ 共有で申し込まれる場合は、代表者（共有者を代表して、この入札に関する一切の事務を行う者）を選任してください（18 ページ:代表者選任届）。

(5) 県は、契約の相手が暴力団であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことがあります。

(6) 県は、上記(5)の意見の聴取により得た情報を、当該契約以外の契約において、県が締結する契約について暴力団を利することとならない措置を講ずるために利用し、又は他の契約担当者、公営企業管理者及び病院事業管理者に提供することがあります。

2 入札保証金の納付

(1) 入札に参加される方は、入札当日の受付までに、入札保証金を納付してください（下記2(3)参照）。

(2) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額を納付してください。

〔例〕

(入札しようとする金額) (入札保証金)
100,000,000 円 × 5/100 = 5,000,000 円以上

このような場合、5,000,000 円以上を納付するようにしてください。

注意！入札保証金として振り込んだ額の20倍の金額が、入札書に記入できる額の上限となりますのでご注意ください。

(3) 入札保証金は、応募後に納付書を送付しますので、納付書に入札保証金の金額を記入の上、金融機関において納付してください。

※入札当日、受付に納付済の領収書を提出してください。

(4) 落札者の入札保証金は、契約締結と同時に契約保証金に充当します。

落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後、速やかに返還します。

(5) 返還する入札保証金には、利息は付しません。

(6) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、申込み資格のない

者であることが判明し、失格したときを含む。) は、入札保証金は返還されませんので、ご注意ください。

3 入札の実施方法

(1) 入札

① 日時 1 ページ参照

② 場所 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県公社館2階 総務第2会議室

③ 注意事項

ア 入札の当日の受付は、入札開始時刻の30分前から行います。

入札開始時刻までに受付を済ませていただく必要がありますので、お早めに会場にお越し下さい。

なお、当日に欠席する場合は、事前に必ずご連絡ください。

イ 入札へは、申込者（法人及び共有名義で申込みの場合は代表者）又は代理人が必ず出席してください。

なお、代理人によって入札する場合は、委任状（20ページ）を作成の上、提出してください。共有名義で申込みの場合、代表者以外の方（代表者以外の共有者を含む）が入札に参加される場合は、代表者からの委任状が必要です。

ウ 入札開始時刻になりますと入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は入場することができなくなりますので、ご注意ください。また、入札終了後までは退出できません。

エ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、または中止することがあります。

オ 入札参加者が連合し、または不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは入札の執行を中止することがあります。

カ 入札会場への入場は、申込者1者につき、合計2名までとします。

キ 入札会場内では、私語、携帯電話での会場外との連絡はできません。

④ 当日に持参していただくもの

ア 一般競争入札参加申込書兼受付書（受付印を押したコピー）

イ 入札保証金に係る領収書

ウ 委任状（代理人により入札しようとする場合のみ。）（20ページのものを
ご使用ください。）

エ 実印（代理人が入札される場合は、代理人の印（委任状の印））

オ 一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせ（公営住宅管理課分）
（令和8年度第1回）（本書）

(2) 入札書の作成方法

① 入札書は、当日お渡しします。（19ページをコピー使用可）

- ② 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字（０、１、２、３・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを記入してください。
- ③ 入札書の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - ア 物件は、１ページに掲げる物件とします。
 - イ 年月日は、入札日とします。
 - ウ 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札される場合は、その方の住所・氏名も）を記入のうえ、本人及び代表者が入札する場合はその印を、代理人が入札する場合は代理人の印（委任状の印）を必ず押印してください。
- ④ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができません。

(3) 開札

開札は、入札後直ちに入札者またはその代理人の立ち会いのもと行います。

(4) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 入札書を所定の日時まで提出しなかった入札
- ③ 入札者またはその代理人が同一事項について２通以上した入札またはこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- ④ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- ⑤ 入札保証金が納付されていない入札または入札保証金の額が所定の額に達していない入札
- ⑥ 入札書に入札金額、¥マーク、物件番号、入札年月日、入札者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称、代表者職氏名）及び押印のない入札またはこれらが分明でない入札
- ⑦ 入札書に記載された入札金額が訂正されている入札。
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

- ① 県が定めた予定価格以上で、かつ、有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者はくじを引くことを辞退することはできません。

(6) 再度入札

- ① 開札の結果、予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、入札保証金が予定価格の１００分の５に達していない場合は、再度入札に参加することはできません。

- ② 再度入札の回数は、2回以内とします。
- ③ 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が無効とされなかった者に限ります。

(7) 入札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。また、開札結果（落札者の氏名・名称、落札金額）を入札者以外に公表する場合があります。

4 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年12月11日(金)までに、県有財産売買契約書(案)(11～14 ページ)により記名・押印していただきます。
- (2) 売買契約は必ず「落札者」名義で締結してください。共有で参加した場合は、「共有者全員」の名義で締結して下さい。
- (3) 県有財産売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。
- (4) 契約の締結にあたっては、次の書類を提出しなければなりません。
 - ① 個人の場合
 - ア. 成年後見登記制度による「登記されていないことの証明書」
 - ※ 郵送申請の場合には東京法務局、窓口申請の場合には神戸地方法務局(本局)で交付してもらってください。
 - イ. 破産していない旨の証明書（市町）
 - ※ 本籍地の市町村で交付してもらってください。
 - ウ. 外国人登録原票記載事項証明書(外国人の場合のみ)
 - ② 法人の場合
 - ア. 商業（法人）登記事項証明書（現在事項証明書）
 - イ. 資格証明書（代表者事項証明書）
 - ※ アイの代わりに現在事項全部証明書のみでも結構です。
- (5) 落札後、契約保証金納付書を送付しますので、令和8年12月11日(金)までに納付してください。なお、契約保証金は売買代金の100分の10以上が必要です。
- (6) 上記(4)の必要書類の提出及び契約保証金の納付を確認した時点で契約を締結します。

- (7) 契約締結と同時に、入札保証金を契約保証金に充当します。
- (8) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

5 売買代金の支払い

- (1) 契約締結後、売買代金の残金支払い用納付書を送付しますので、落札者は期日までにお支払いください。お支払い後、領収書（金融機関の領収印があるもの）を県に直接お持ちください。領収書原本にて、支払いを確認します。
- (2) 売買代金の残金支払期限は、令和9年1月15日（金）までとします。一括でお支払いください。
- (3) 契約保証金は、上記(2)の支払いと同時に、売買代金に充当します。

6 所有権の移転、物件の引渡し等

- (1) 売買代金が全額支払いされたときに所有権が移転し、県から登記手続きに必要な書類を交付しますので、登記手続きを行って下さい。
なお、県による登記を希望される場合は登録免許税を納付したことを証する領収書(原本)を持参又は郵送してください。
- (2) 所有権の移転登記手続きが完了した後、現地立会いのうえ、引渡時の現状で土地を引き渡します。
- (3) 売買代金完納後、買受者を義務者として課される公租公課等は、買受者の負担となります。

7 用途の制限

当該物件については、契約書において以下の制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 「暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと。
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業

その他これらに類する用途」に供してはならないこと。

- (3) 「破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと。

8 その他

- (1) 入札希望者は、本書の記載内容、物件調書及び県有財産売買契約書（案）の各条項をすべて承知した上で入札してください。
- (2) 現地案内・現地説明会は行いませんので、入札希望者は、この実施のお知らせの案内図等により現地を事前に確認してください。なお、現地に駐車場はありませんので、周辺住民の方の迷惑にならないよう十分にご留意ください。
- (3) 土地の利用や建物を建築するにあたっては、建築基準法や自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等については、必ず入札参加者自身において、関係機関にご確認ください。
- (4) 物件調書と現況が相違している場合は、現況が優先します。
- (5) 対象物件の土地に係る土壤汚染調査及び地質調査については、実施しておりません。
- (6) 立木の伐採、雑草の草刈、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・埋設管・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、兵庫県では行いません。
- (7) 上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引き込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等を行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。
- (8) 越境物に関する隣接土地所有者との協議などについては、落札者において行っていただきます（契約後に判明した場合も同様です）。
なお、県において既に交わした越境物の確認書等については引き継ぎます。
- (9) 落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することができません。

県有財産売買契約書(案)

売主 兵庫県 を甲とし、買主 _____ を乙とし、甲乙間において次の条項により、売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（建物等土地の定着物を含む。以下「売買物件」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所 在	地 目	面 積	
		公簿面積	実測面積
		m ²	m ²

(売買代金)

第2条 売買代金は、金 _____ 円とする。

(契約保証金)

第3条 この土地の売買に関する契約保証金の額は、売買物件の売買代金の100分の10以上の額とする。

(契約保証金の納入)

第4条 乙は、この契約締結と同時に前条に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

(代金の支払等)

第5条 乙は、第2条に定める売買代金と前条第1項の規定により納入された契約保証金（以下「契約保証金」という。）との差額を令和8年1月15日までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

(遅延利息)

第6条 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

2 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入しないときは、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年 10.75%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第7条 売買物件の所有権は、乙が第5条の代金及び前条第2項の遅延利息の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定による所有権移転後に、売買物件を引渡時の現状で乙に引き渡す。

(所有権の移転登記等)

第8条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に登記に必要な書類を請求し、所有権の移転登記を行うものとする。
なお、乙が甲による所有権移転登記手続きを請求する場合は、その旨を甲に申し、甲は遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(用途制限)

第9条 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途

(3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途

2 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡する場合には、前項の用途に供することを禁止することを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、同項の定めに反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前2項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。

4 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、第1項の定めに反する使用をさせてはならない。

5 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、第1項及び前項の内容を遵守させなければならない。

6 甲は、第1項から前項までに規定する事項について必要があると認めるときは、売買物件等について、実地を調査し又は所要の報告を求めることができる。

(危険負担)

第10条 本契約締結の日から契約物件の引き渡しの日までの間において、甲の

責めに帰すことのできない理由により、契約物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担する。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、本契約締結後、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、売買物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を理由として、履行の追完の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、乙は修補によってのみ履行の追完を請求することができる。

3 前項の権利は、契約不適合を知った日から1年間行使することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行がない場合は本契約を解除することができる。

2 乙が暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と判明した場合は、特段の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。

(乙の原状回復義務)

第13条 乙は、前条の規定により契約の解除をしたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状で返還することができる。

(違約金)

第14条 甲が、第12条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、売買物件の売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

2 甲は、前項の場合において、契約保証金を違約金に充当することができる。

3 第1項の違約金は次に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、前条に定める違約金に加えて、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第16条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(信義則)

第17条 甲乙両者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第18条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第19条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、甲の事務所の所在地を管轄する神戸地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
甲

氏名 兵庫県

兵庫県知事 齋藤 元彦

㊞

住所
乙

氏名

㊞

一般競争入札参加申込書兼受付書

兵庫県知事 様

令和 年 月 日

私は、次の事項を誓約し一般競争入札への参加を申し込みます。

- 1 入札冊子「令和8年度 第1回一般競争入札(県有地売却)実施のお知らせ(公営住宅管理課分)」1の(3)の①から⑩に該当しません。
- 2 入札冊子「令和8年度 第1回一般競争入札(県有地売却)実施のお知らせ(公営住宅管理課分)」記載の諸事項、物件調書、県有財産売買契約書(案)、入札物件の法令上の規制等すべて承知の上で入札します。

● 申込者

住 法 人 所 在 地	〒	印(印鑑証明印)
フリガナ		
氏名・法人名及び 法人代表者職氏名		
電 話 番 号		

● 共有者(申込者以外の者を記入ください)

フリガナ 氏 名	住 所	印(印鑑証明印)

● 事務担当者(書類等送付先 申込者と異なる場合に記入ください)

住 所 ・ 所 在 地	〒
フリガナ	
氏 名 ・ 名 称	
電 話 番 号	

● 入札参加申込物件

物件番号	物 件 の 所 在 地	用途及び利用計画

(注)参加しようとする物件の番号及び物件の所在地を、本冊子1ページの入札物件一覧に記載のとおり記入してください。用途及び利用計画欄には、当面予定している内容を記入してください。

(注)複数の物件の入札に参加する場合は、物件ごとに本申込書を提出してください。

● 添付書類

- ・ 誓約書
- ・ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ・ 役員一覧表(法人の場合のみ)
- ・ 代表者選任届(共有の場合のみ)

受付印

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所

（所在地）

氏 名

〔 法人名
役員名 〕

印

（申込書の印）

役 員 一 覧 表

商号又は名称 (個人の場合に あつては、氏名)				
代 表 者				
所 在 地 (個人の場合に あつては、住所)				
役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所
備 考				

※欄が足りない場合は適宜追加してください。

代 表 者 選 任 届

令和 年 月 日

私達は、兵庫県が実施する下記物件の一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代表者を選任し、入札に関する一切の行為（代理人への委任を含む）を代表させます。

記

1 入札参加申込物件

番 号	物 件 の 所 在 地

（注）参加しようとする物件の番号及び所在地を、本書 1 ページの「令和 8 年度第 1 回一般競争入札（県有地売却）物件一覧」のとおり記入してください。

2 代表者及び共同買受人

	持分割合	住 所 (所 在 地)	氏 名 (法人名及び代表者名)	印
代表者				

(印鑑証明印)

（注）代表者の欄には、入札に関する一切の行為を代表して行う方をご記入ください。

（注）代表者選任届は、入札しようとする物件ごとに必要です。

入 札 書

- ・ 金額はアラビア数字とし、訂正しないでください。
- ・ 最初の数字の前に¥を入れてください。

金 額	千 億	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

ただし、令和8年度第1回一般競争入札 物件番号__一般競争入札価格

「一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせ（公営住宅管理課分）（令和8年度 第1回）」等を承知の上、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

入 札 者

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名
代表者名)



(印鑑証明印)

代 理 人

住 所

氏 名



(委任状の印)

兵庫県知事 様

(注) 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（印は不要）を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の印を押印してください。

委任状

令和 年 月 日

私は、兵庫県が実施する一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

令和8年度第1回一般競争入札 物件番号____売払いの一般競争入札に関する一切の権限
(上記入札に関わる入札保証金の納付及び受領に関することを含む)

2 代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 

入札申込者

住 所 _____
(所在地)

氏 名 _____ 

(法人名及び代表者名)

(印鑑証明印)

(注) 委任状は、入札当日に、入札しようとする物件ごとに必要です。

物件調書・案内図・明細図・現況図

物件調書記載の注意事項

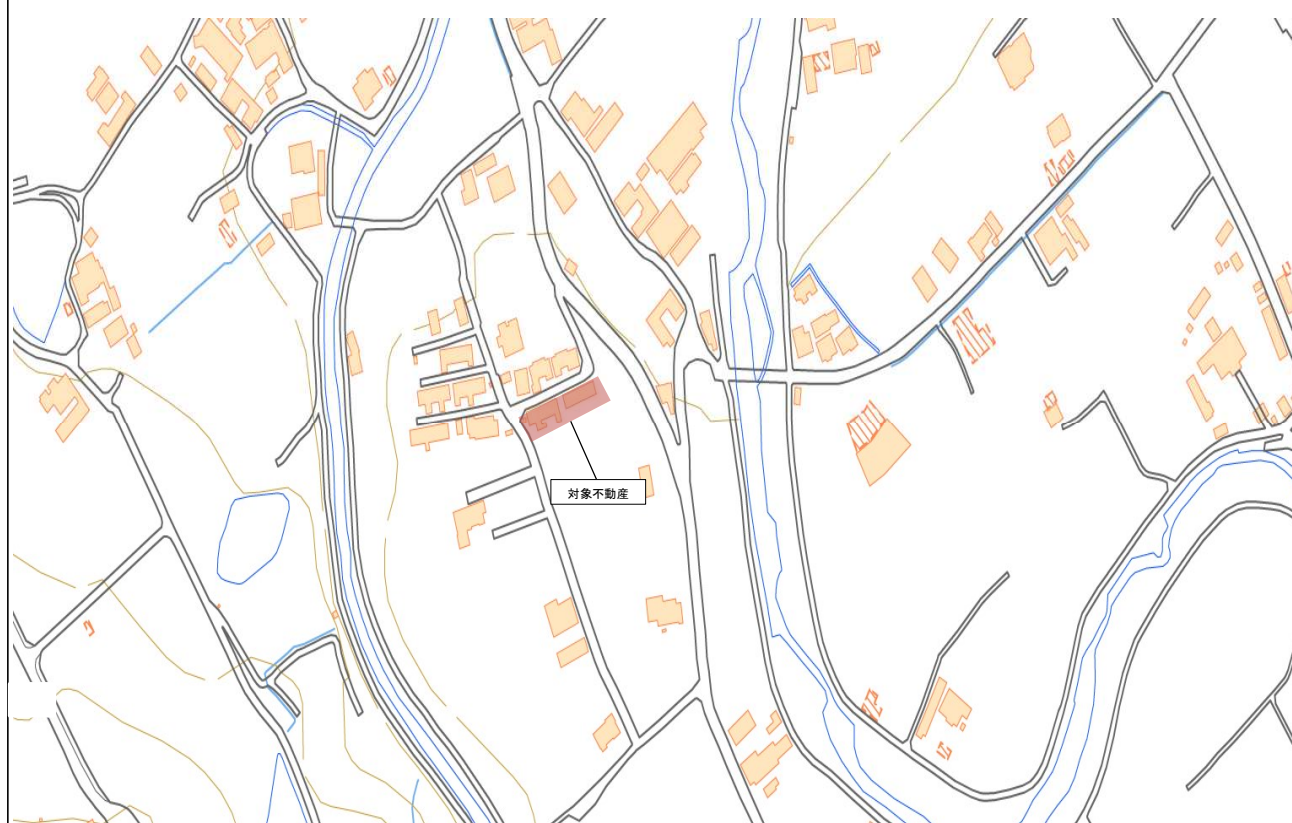
- 1 建ぺい率、容積率
その地域の都市計画法上の一般的な率を記載
- 2 供給施設の整備状況
敷地内に管等が引き込まれている場合・・・・・・・・・・有
前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合・・・可
その地域で供給されていない場合・・・・・・・・・・無 と表示

※既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。

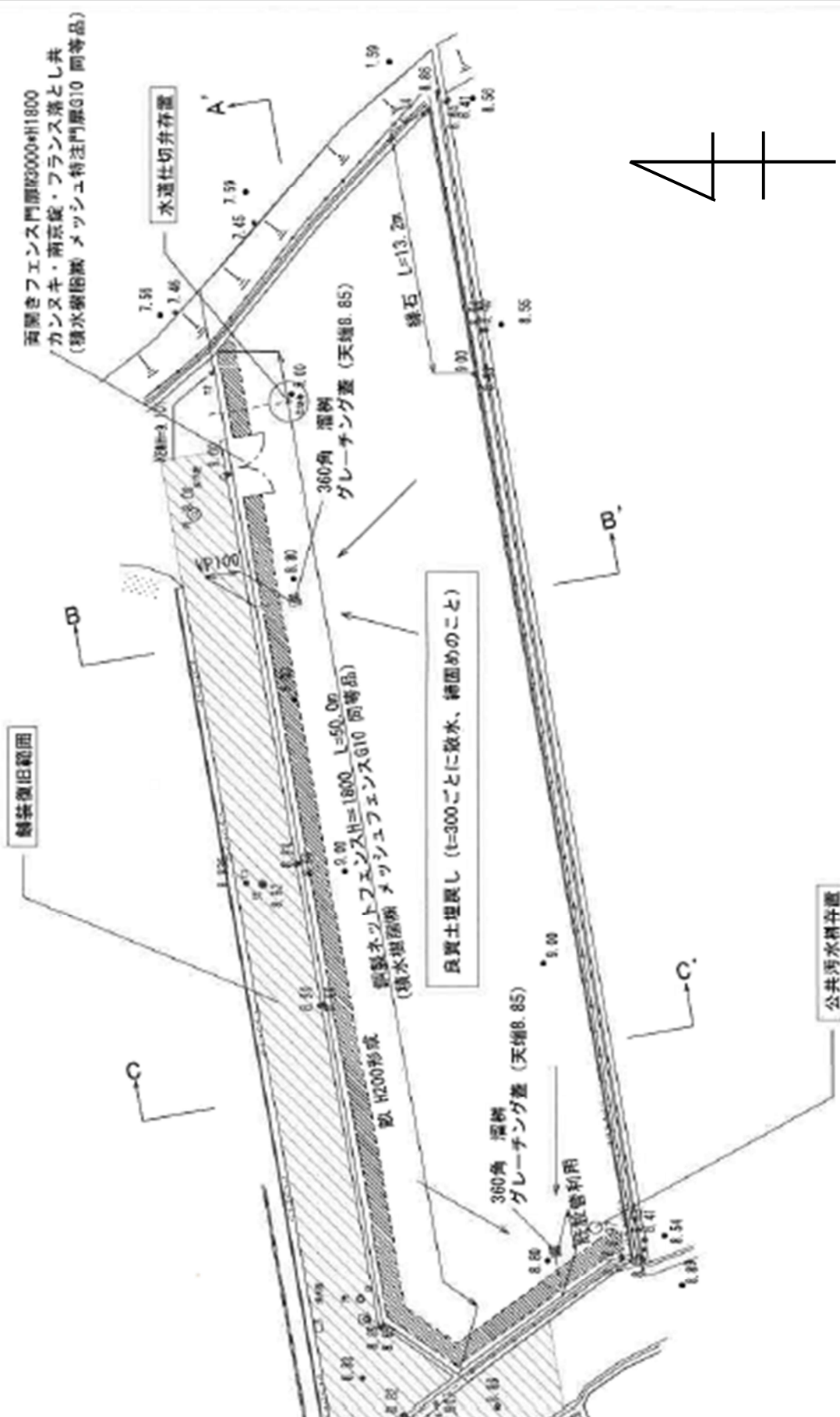
物件調書

所	在	地	洲本市五色町都志万歳字					
地		番	白畑47番 2					
実	測	面	積	773.11㎡				
地		目	宅地					
形		状	ほぼ長方形、概ね平坦					
最	低	売	却	価	格	非公表		
接	面	道	路	の	北側で幅員約3. 8 mの舗装市道（白畑線）に接面			
幅	員	及	び	構	造	西側で幅員約3. 9 mの舗装市道（県住線）に接面		
法 令 規 制	都 市 計 画 区 域	区域外		用 途 地 域	—			
	建 ぺ い 率	—		容 積 率	—			
	高 度 地 区	—		防 火 地 域	—			
	文 化 財 保 護 法	なし						
	そ の 他 の 規 制	特になし						
私 道 の 負 担 等 に 関 する 事 項	負 担 の 有 無	無		負 担 の 内 容				
最 寄 り の	鉄 道	無し						
交 通 機 関 (現地からの道路距離)	バ ス	淡路交通「都志」バス停へ 北西約4 5 0 m						
公 共 施 設 (現地からの道路距離)	洲本市役所五色庁舎へ		北 約0. 9 k m					
	淡路市立都志小学校へ		北西約0. 6 k m					
	高田屋嘉兵衛公園へ		北西約1. 5 k m					
供 給 施 設 の 整 備 状 況	電 気	有	上 水 道	有	下 水 道	有	都 市 ガ ス	無
参 考 事 項	1 開発許可、建築確認、景観、地区計画等に関して、詳しくは洲本市役所担当部局（都市計画課 TEL:0799-24-7611など）にお問い合わせください。							
	2 上下水道については、工事内容によっては洲本市への負担金等が発生することがありますので、上水道については淡路広域水道企業団 TEL:0799-091-132、下水道については洲本市下水道課 TEL:0799-23-3794）に事前にご相談願います。							
	3 当該敷地は令和3年2月まで県営住宅用地として利用され、現在は建物が取り壊された状態となっています。地上ならびに地下における建物等の撤去の状況については兵庫県まちづくり部公営住宅管理課管理班財産担当（TEL 078-230-8461）までお問い合わせください。							
	4 敷地内に給水管および汚水排水管が東西方向に横断しており、東側市道へと接続しています。							
	5 洲本市ハザードマップによると、地すべり危険個所として指定されています。詳細は洲本市消防防災課（TEL：0799-24-7623）にお問い合わせください。							
	6 当該敷地の残置物は全て現況のまま引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取替、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等はいりません。 なお、当該敷地の東端上空には現況電線が架かっています。							
	7 地耐力調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施していません。また、今後も県ではこれらの調査を実施しないほか、同調査費用の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等に応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。							

案内図



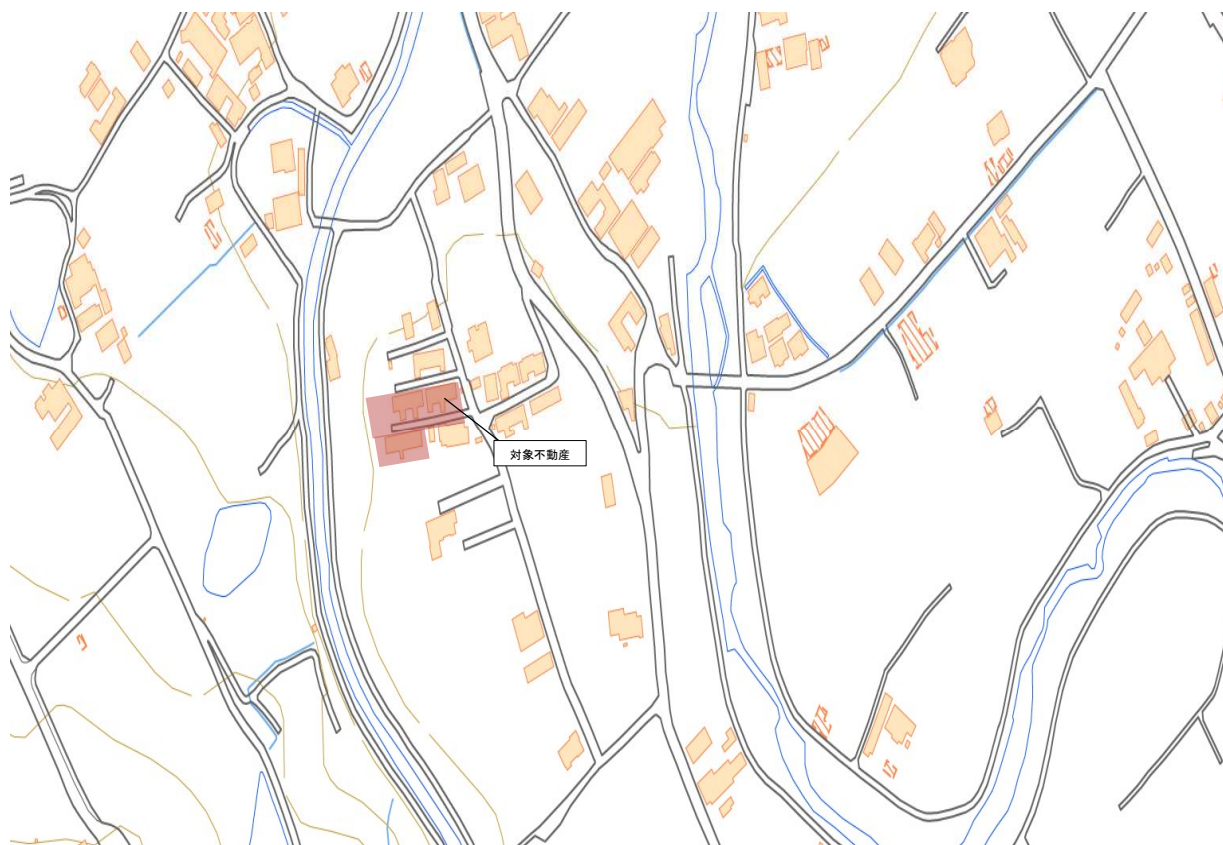
現 況 図



物件調書

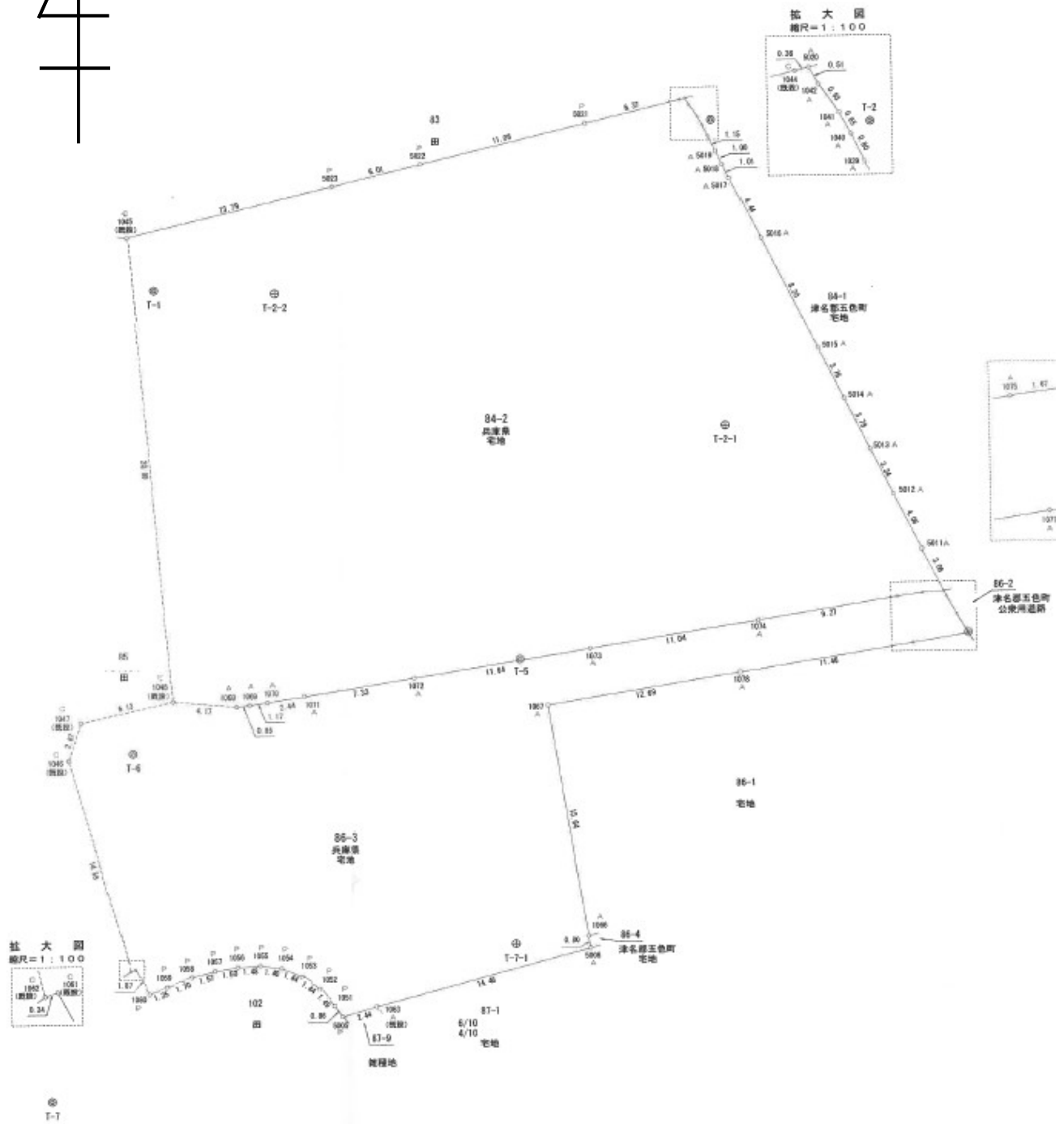
所在地	洲本市五色町都志万歳字							
地番	白畑84-2、86-3							
実測面積	2163.40㎡							
地目	宅地							
形状	不整形地、概ね平坦							
最低売却価格	非公表							
接面道路の幅員及び構造	北側で幅員約3.9mの舗装市道（白畑線）に接面【中間画地】							
法令規制	都市計画区域	区域外		用途地域	—			
	建ぺい率	—		容積率	—			
	高度地区	—		防火地域	—			
	文化財保護法	なし						
	その他の規制	緑豊かな地域環境の形成に関する条例（兵庫県）						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無		負担の内容				
最寄りの交通機関（現地からの道路距離）	鉄道	無し						
	バス	淡路交通「都志」バス停へ 北西約450m						
公共施設（現地からの道路距離）	洲本市役所五色庁舎へ		北 約0.9km					
	淡路市立都志小学校へ		北西約0.6km					
	高田屋嘉兵衛公園へ		北西約1.5km					
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無
参考事項	1 開発許可、建築確認、景観、地区計画等に関して、詳しくは洲本市役所担当部局（都市計画課 TEL:0799-24-7611など）にお問い合わせください。							
	2 上下水道については、工事内容によっては洲本市への負担金等が発生することがありますので、上水道については淡路広域水道企業団 TEL:0799-091-132、下水道については下水道課 TEL:0799-23-3794）に事前にご相談願います。							
	3 当該敷地は令和3年2月まで県営住宅用地として利用され、現在は建物が取り壊された状態となっています。地上ならびに地下における建物等の撤去の状況については兵庫県まちづくり部公営住宅管理課管理班財産担当（TEL 078-230-8461）までお問い合わせください。							
	4 洲本市ハザードマップによると、地すべり危険個所として指定されています。詳細は洲本市消防防災課（TEL：0799-24-7623）にお問い合わせください。							
	5 当該敷地の残置物は全て現況のまま引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取替、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等はいりません。 なお、当該敷地には現況間口にゴミ置き場が残地され、上空に電線が架かっています。							
	6 地耐力調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施していません。また、今後も県ではこれらの調査を実施しないほか、同調査費用の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等に応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。							

案内図

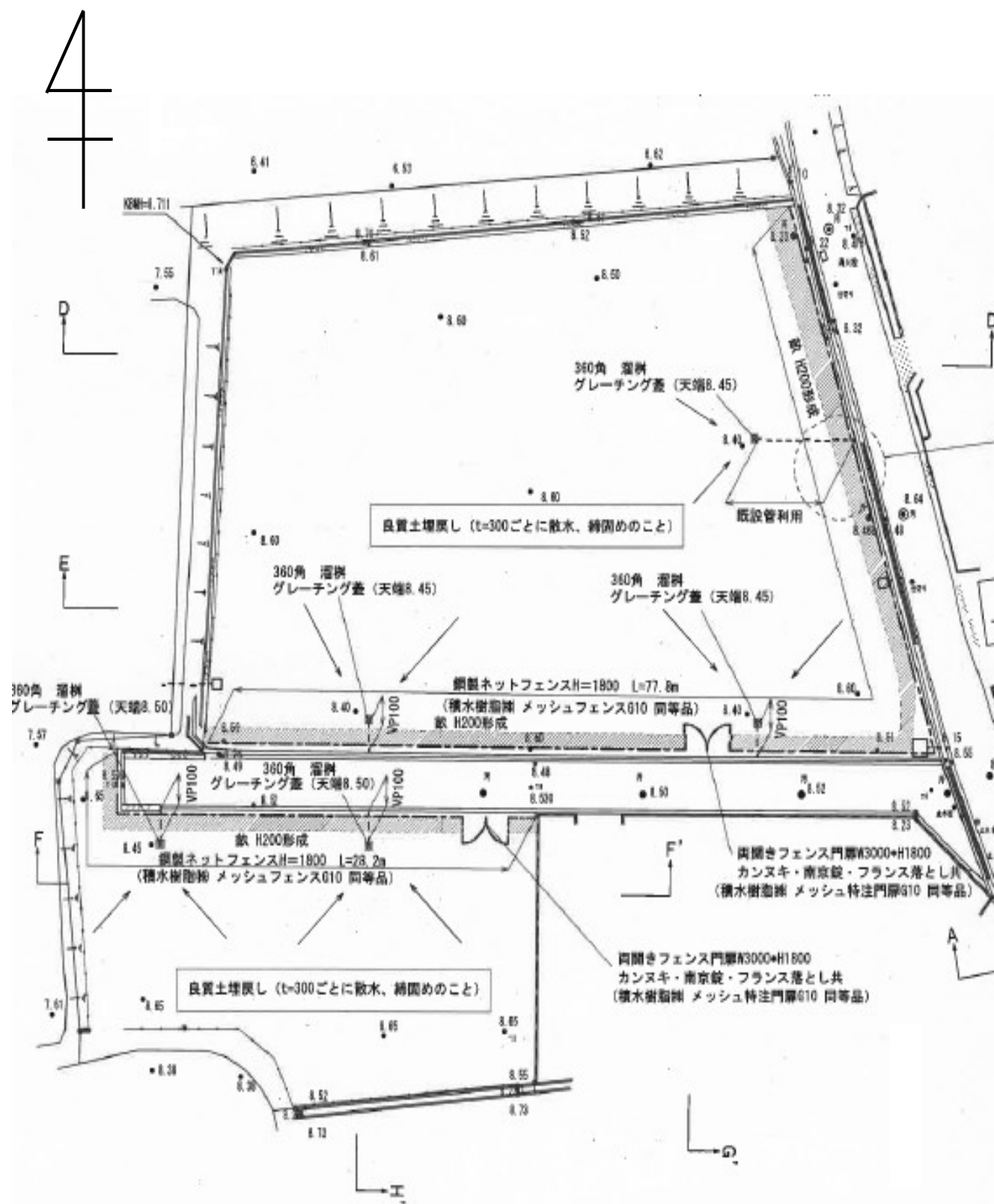


明 細 図

4



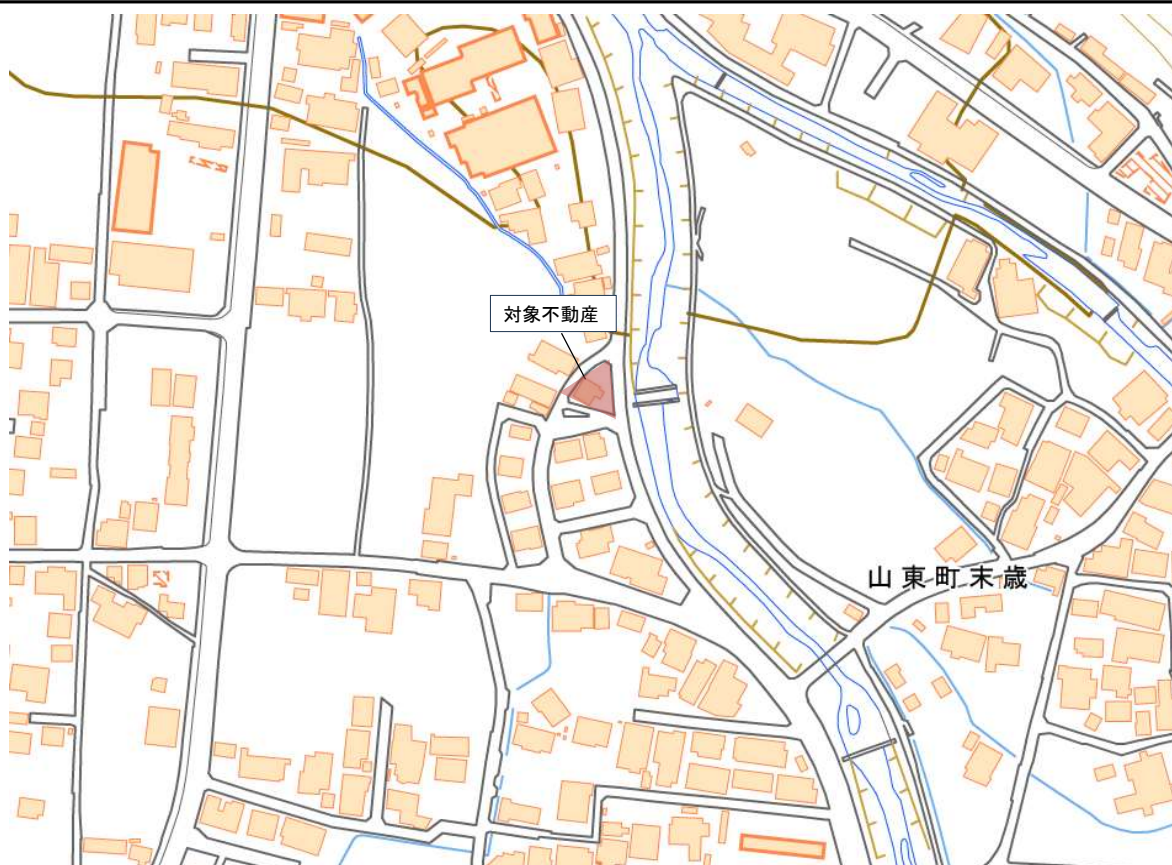
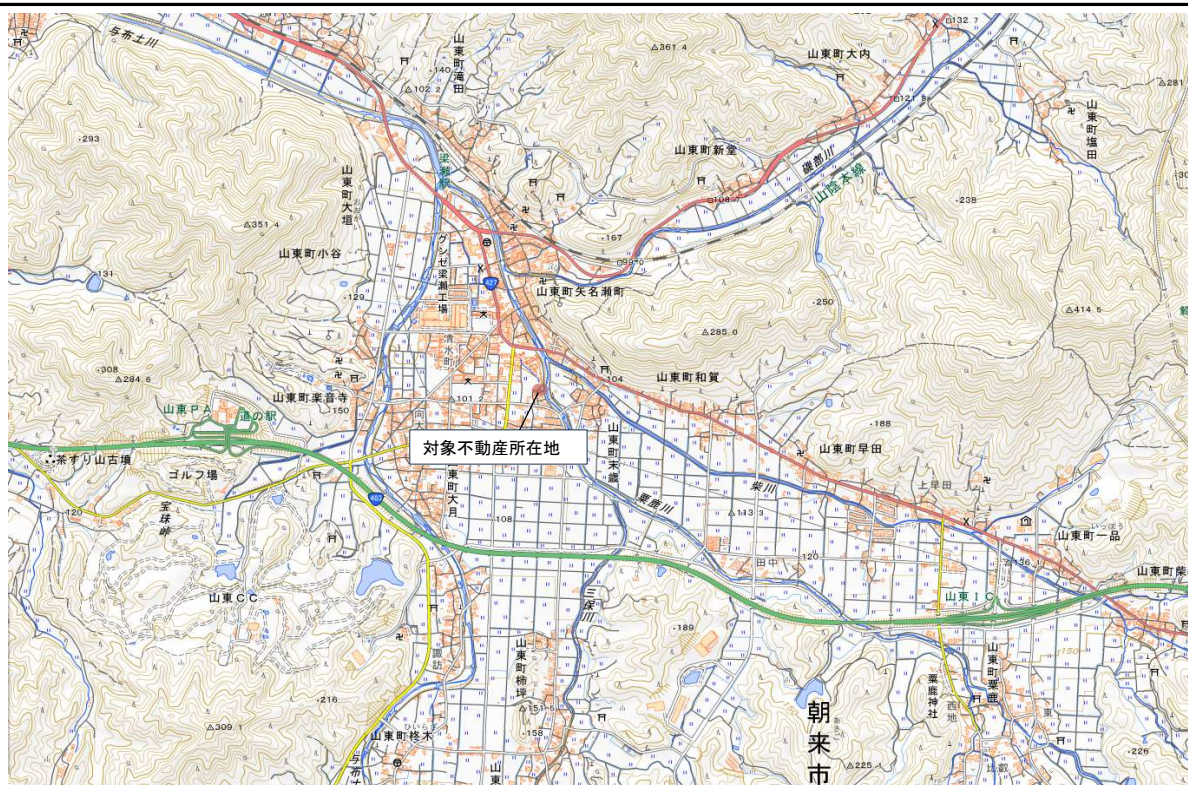
現況図



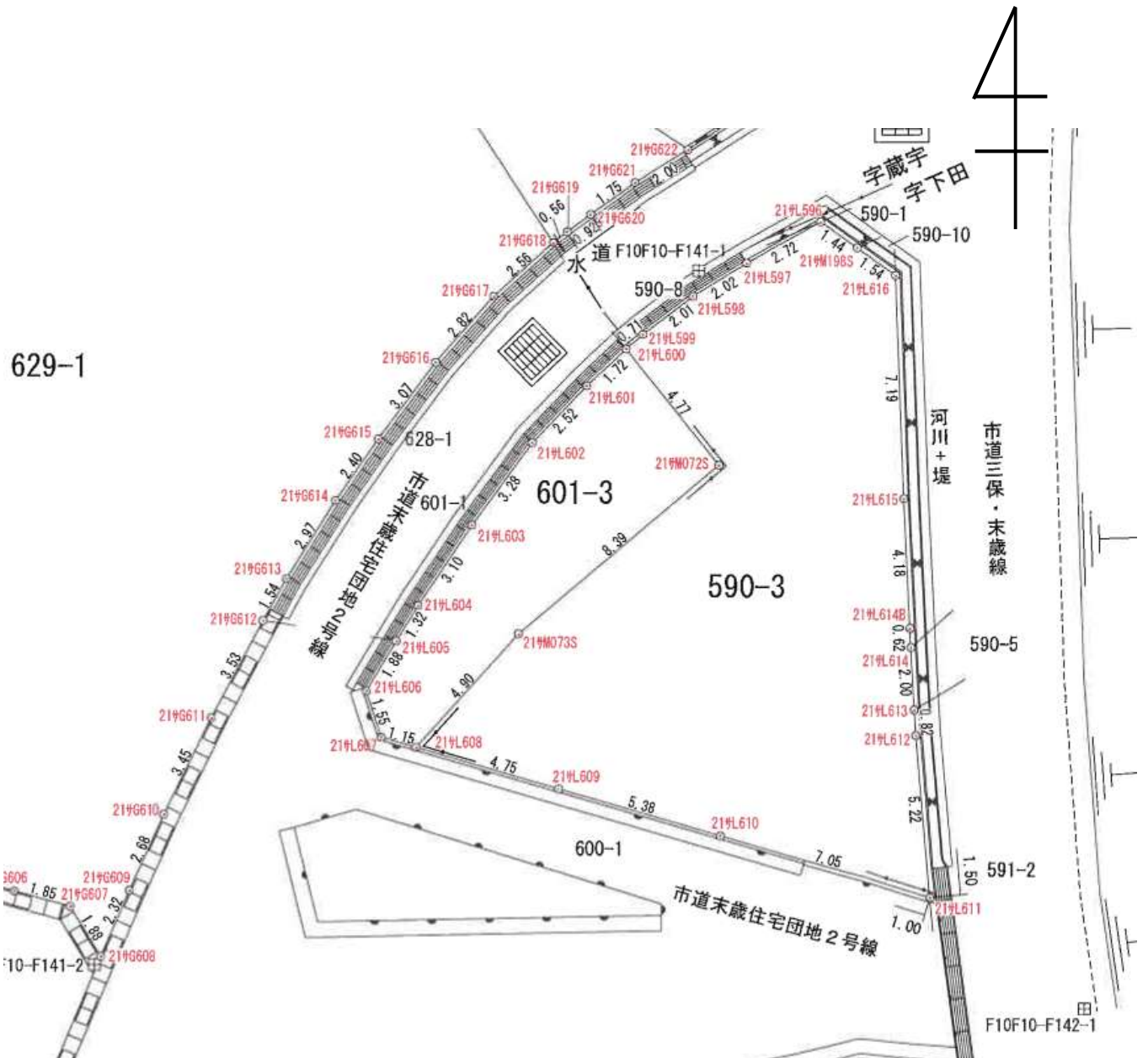
物件調書

所在地	朝来市山東町末歳字							
地番	下田590-3, 仲田601-3							
実測面積	241.59㎡							
地目	宅地							
形状	三角形、概ね平坦							
最低売却価格	非公表							
接面道路の幅員及び構造	西側で幅員約4.0mの舗装市道（末歳住宅団地2号線）に接面							
	東側で幅員約4.5mの舗装市道（三保・末歳線）に接面							
	南側で幅員約6.0mの舗装市道（末歳住宅団地2号線）に接面							
法令規制	都市計画区域	区域外	用途地域	—				
	建ぺい率	—	容積率	—				
	高度地区	—	防火地域	—				
	文化財保護法	なし						
	その他の規制	特定盛土等指定区域、砂防指定区域						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容					
最寄りの交通機関（現地からの道路距離）	鉄道	JR梁瀬駅へ 北 約2.0km						
	バス	無し						
公共施設（現地からの道路距離）	兵庫県立但馬やまびこの里へ 南 約4.3km							
	朝来市立梁瀬小学校へ 南東約450m							
	朝来市立梁瀬中学校へ 東 約400m							
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無
参考事項	1 開発許可、建築確認、景観、地区計画等に関して、詳しくは朝来市役所担当部局（都市政策課 TEL:079-672-6127など）にお問い合わせください。							
	2 上下水道については、工事内容によっては朝来市への負担金等が発生することがありますので、朝来市役所上下水道課（TEL:079-676-2083）に事前にご相談願います。							
	3 当該敷地は令和4年4月まで県営住宅用地として利用され、現在は建物が取り壊された状態となっています。地上ならびに地下における建物等の撤去の状況については兵庫県まちづくり部公営住宅管理課管理班財産担当（TEL:078-230-8461）までお問い合わせください。							
	4 当該敷地の残置物は全て現況のまま引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取替、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等はい行いません。 なお、当該敷地の一部が現況フェンスで囲ってあります。							
	5 地耐力調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施していません。また、今後も県ではこれらの調査を実施しないほか、同調査費用の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等に応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。							

案 内 図



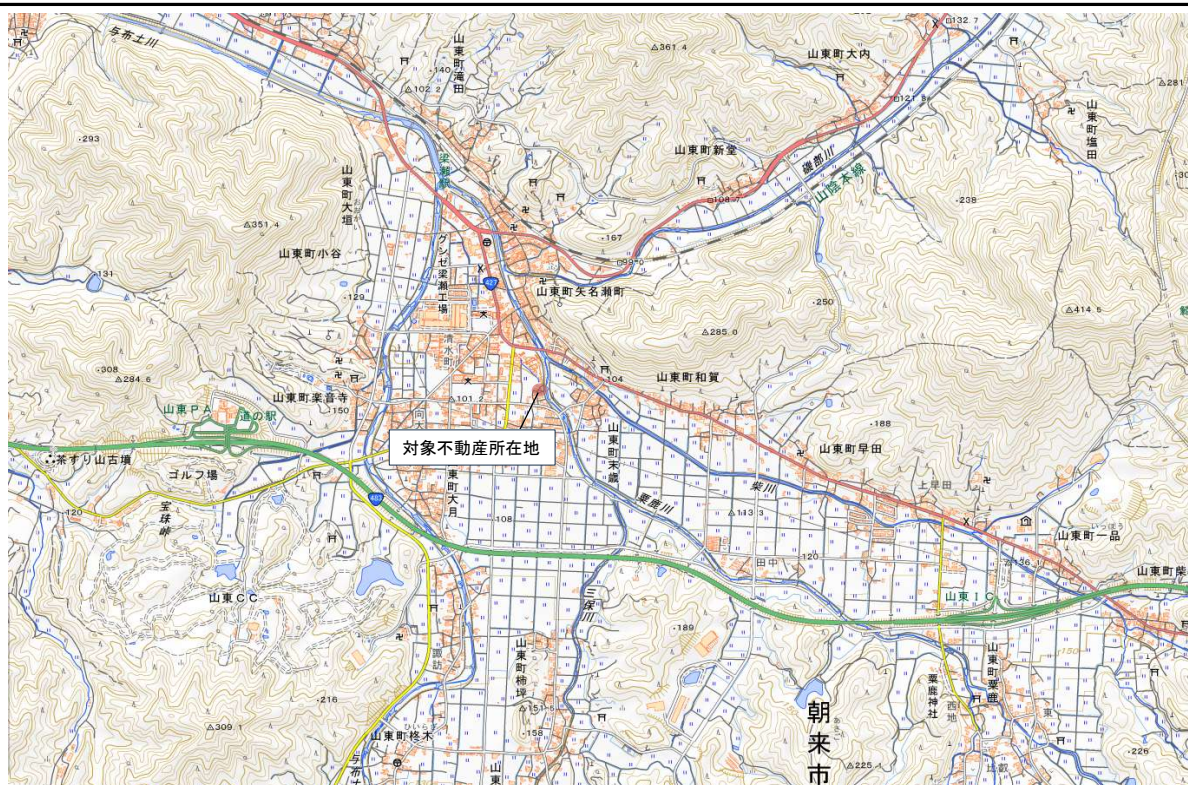
明 細 図



物件調書

所在地	朝来市山東町末歳字							
地番	仲田629-1							
実測面積	667.60㎡							
地目	宅地							
形状	長方形、概ね平坦							
最低売却価格	非公表							
接面道路の幅員及び構造	東側で幅員約4.0mの舗装市道（末歳住宅団地2号線）に接面 南側で幅員約5.0mの舗装市道（末歳住宅団地3号線）に接面							
法令規制	都市計画区域	区域外		用途地域	—			
	建ぺい率	—		容積率	—			
	高度地区	—		防火地域	—			
	文化財保護法	なし						
	その他の規制	特定盛土等規制区域、砂防指定区域						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無		負担の内容				
最寄りの交通機関（現地からの道路距離）	鉄道	JR梁瀬駅へ 北 約2.0km						
	バス	無し						
公共施設（現地からの道路距離）	兵庫県立但馬やまびこの里へ 南 約4.3km							
	朝来市立梁瀬小学校へ 南東約450m							
	朝来市立梁瀬中学校へ 東 約400m							
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無
参考事項	1 開発許可、建築確認、景観、地区計画等に関して、詳しくは朝来市役所担当部局（都市政策課 TEL:079-672-6127など）にお問い合わせください。							
	2 上下水道については、工事内容によっては朝来市への負担金等が発生することがありますので、朝来市役所上下水道課（TEL:079-676-2083）に事前にご相談願います。							
	3 当該敷地は令和4年4月まで県営住宅用地として利用され、現在は建物が取り壊された状態となっています。地上ならびに地下における建物等の撤去の状況については兵庫県まちづくり部公営住宅管理課管理班財産担当（TEL:078-230-8461）までお問い合わせください。							
	4 当該敷地の残置物は全て現況のまま引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取替、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等を行いません。 なお、当該敷地については現況電柱が1本あり、木杭で敷地を囲ってあります。							
	5 地耐力調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施していません。また、今後も県ではこれらの調査を実施しないほか、同調査費用の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等に応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。							

案 内 図



明 細 図

